

特定非営利活動法人インターライ日本

個人賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人インターライ日本（以下、本法人）が定款第6条の規定により設置する個人賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって本法人の賛助会員制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(議決権)

第2条 賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有しない。

(入会)

第3条 個人会員は、本法人の承認を得て入会する。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、第2項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第4条 個人賛助会員は、本法人の定款附則に定める以下の入会金および年会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 賛助会員 なし

(2) 年会費 賛助会員 5 千円

(3) クラウドサービス利用を追加の場合 別途 3 千円

2 年度（1 月～12 月）途中でも、会費は一律とする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第6条 個人賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 個人賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) 本法人の定款およびこの規約に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(附則)

(1) 本規定は、平成31年1月1日から施行するものとする。

特定非営利活動法人インターライ日本

個人賛助会員入会申込書

申込日： 年 月 日

特定非営利活動法人インターライ日本 理事長殿

特定非営利活動法人インターライ日本の事業目的に賛同し、個人賛助会員としての入会を希望します。

会員種別	個人会員		
ふりがな			
お名前			
ふりがな			
所属			
住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			
クラウドサービス	希望（別途 3,000 円） ・ 希望しない		

入会における連絡事項、注意事項

個人賛助会員入会費および年会費は以下の通りです。

個人賛助会員 入会費 なし

年会費 5 千円（クラウドサービス希望の場合は別途 3, 000 円）

入会までの流れ

1. 個人賛助会員入会申込書を記入し、郵送・FAX・メール等で送付してください。
2. 事務局から連絡後、下記振込先に入会費を納入してください。
3. 事務局にて入金確認後、賛助会員として正式に登録します。

■申込書送付先

〒060-0004

札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 番 1 毎日札幌会館 3 階

一般社団法人北海道総合研究調査会内

特定非営利活動法人インターライ日本 サポートセンター

■会費の振込先

銀行名 ゆうちょ銀行

店名：〇一八（読み ゼロイチハチ）

店番：018

預金種目：普通預金

口座名義：特定非営利活動法人インターライ日本

（トクテイエイリカクドウホウジンインターライニホン）

口座番号：7908003